

1. 件 名：女川原子力発電所の設置変更許可申請（所内常設直流電源設備（3系統目）の設置等）に係る事業者ヒアリング
2. 日 時：令和6年2月2日 13時30分～15時20分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、宮本上席安全審査官、秋本主任安全審査官、
片桐主任安全審査官、建部主任安全審査官、大塚安全審査官、
田代審査チーム員

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 副部長、他14名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1） 女川2号炉 所内常設直流電源設備（3系統目）及び固体廃棄物処理系
固化装置の固化材変更等に伴う設置変更許可申請に係る審査スケジュー
ール
- （2） 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
（所内常設直流電源設備（3系統目））（O2DS-2-1（改4））
- （3） 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
（所内常設直流電源設備（3系統目））＜補足説明資料＞（O2DS-
2-2（改5））
- （4） 所在常設直流電源設備（3系統目） 本文 比較表（O2DS-2-3
（改5））
- （5） 所内常設直流電源設備（3系統目）＜補足説明資料＞ 比較表（O2D
S-2-4（改5））
- （6） 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
（所内常設直流電源設備（3系統目）技術的能力）＜補足説明資料＞（O
2DS-3-2（改5））
- （7） 所内常設直流電源設備（3系統目） 添付書類十 追補I 技術的能力
1.14 比較表（O2DS-3-4（改5））

- (8) 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等) (O2DS-4-1 (改4))
- (9) 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等) <補足説明資料> (O2DS-4-2 (改5))
- (10) 固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等 本文 比較表 (O2DS-4-3 (改5))
- (11) 固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等<補足説明資料> 比較表
(O2DS-4-4 (改5))
- (12) 女川原子力発電所2号炉 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する
規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る
品質管理に必要な体制の整備について (O2DS-8-1 (改2))
- (13) 添付書類十一 比較表 (O2DS-8-2 (改3))
- (14) 女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃
棄物処理系固化装置の固化材変更等) 指摘事項に対する回答整理表
(O2DS-10-1 (改4))

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁オオツカです。
0:00:03	東北電力女川 2 号炉の設置変更許可申請、第 3 電源の設置等に係るヒアリングを開始します。
0:00:10	それでは早速事業者の方から説明をお願いします。
0:00:15	はい。東北電力の木村でございます。本日は、第 3 電源と、
0:00:20	当庫課題の変更。
0:00:22	あと添付書類 11 について、説明させていただきたいと思います。
0:00:26	順番といたしましては、まず、第 3 停止、第 3 電源から説明させていただきたいと思います。
0:00:32	あと資料ですけれども、東京をお配りさせていただきました A4 横の土岐セキ事項に対する回答整理表に従いまして、
0:00:40	ご説明させていただきたいと思います。
0:00:43	早速ですけれども、第 3 電源。
0:00:46	22 分の、
0:00:51	19 ページをお開きくださいませ。
0:00:54	22 ページ、自分の
0:00:56	19 ページでございます。
0:00:58	本日は 88 番。
0:01:00	から節 10 にご説明させていただきたいと思います。
0:01:05	まず早速ですけど 88 番目の、
0:01:09	コメントでございますが、特重のお話です。60 の許可の耐圧強化ベントの廃止、これを踏まえた申請書のあり方について整理をすると。
0:01:19	ということでございますが、隣の回答でございますが、
0:01:23	耐圧強化ベントの廃止に関します記載につきましては、特重の取り扱いこの特殊性を考慮しまして、
0:01:31	今回の断裁電源の申請には反映しないと考えてございます。
0:01:35	次のパラグラフですが、また女川では、特重等第 3 電源の許可手続きにおけます、工事の完了は同じ時期でございます。
0:01:46	26 年の 12 月でございまして、内容的にも干渉せず、相反するものではないということでございますので、本申請に特重の内容を反映せずとも、
0:01:58	それぞれの許可内容に影響はしないと考えてございます。
0:02:02	まず 88 番は以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:05	全部、第3電子電源説明させていただければと思います。
0:02:12	はい。東北電力の梅津でございます。続きまして、No.89ですが、こちらページが、
0:02:22	大津DS2-2、添付1-3ということで、都築番号のページで言いますと、207ページになります。
0:02:36	こちらをお開きください。
0:02:46	はい。
0:02:47	こちらですが、7条と11条の記載ですね、第3電源を設置しても記載見直しが不要である理由を説明することということでございました。
0:02:57	こちらにつきましては、第3電源を設置しても、不要な理由費見直しが必要不要な理由としてですね、
0:03:08	こちらの既許可申請書の設計方針の通り、設計した発電用原子炉施設内に設定した区画に設置するものでありということで、
0:03:18	不要な理由について、記載の見直しを図ってございます。
0:03:23	はい、本件以上になります。
0:03:30	はい、衛藤第3DCは、この2件でございます。
0:03:43	はい。規制庁大塚です。それでは確認に入りたいと思います。まず、コメント回答について、何か。
0:03:50	確認がある方いらっしゃいますか。
0:03:55	はい。ではないということで、
0:03:59	コメント回答以外のところでちょっと確認をしたいと思います。
0:04:11	えっとですね、資料の、
0:04:13	交通DSの2-2の、
0:04:16	資料の通し番号で55ページのところお願いします。
0:04:30	55ページの一番下ですね(4)のところの水素対策なんですけども、
0:04:36	次のページにわたって書い記載があるんですが、
0:04:40	こちらは既許可の、今回の第3電源以外の
0:04:45	バッテリーと同じ対策という認識でよろしかったでしょうか。何か違いがあるのであれば、
0:04:52	それをご説明ください。
0:04:54	はい。東北電力の梅津でございます。こちらは既許可の第3電源と同じ対策であります。
0:05:03	はい規制庁ツカベキクカワの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:06	蓄電池と、はい。
0:05:08	はい。失礼蓄電池とはい。
0:05:11	規制庁大塚です。承知しました。
0:05:15	ということであればちょっと違いがあるのかどうか明確にしたいので、比較表の方の
0:05:20	どこか適切な場所にちょっと、全く同じだということに記載いただいてもよろしいでしょうか。
0:05:27	はい。東北電力梅津でございます。比較表に同じである旨記載するという事では了解いたしました。
0:05:34	はい規制庁オオツカです。続きまして、
0:05:41	同じ資料のですね。
0:05:44	通し番号で 78 ページですね、ちょっとページ数を振ってないんですけど、
0:05:49	78 ページの、
0:05:53	ところに入ってる資料なんですけど
0:05:55	区域カクウが示されてる資料なんですけど、
0:06:00	ちょっと区域区画がですね清カトウ。
0:06:04	変更がないことを明確に確認したいのでちょっとこの図が、
0:06:08	解像度が悪くてよく線とかが見えないので、ちょっともう少し見やすい資料を、
0:06:14	入れていただけますか。
0:06:19	はい。東北電力の梅津でございます。はい。資料の解像度を上げてまして見やすく、改善したいと思います。
0:06:27	規制庁大塚です。
0:06:29	続きまして、同じ資料の、
0:06:33	通し番号だと 82 ページに位置するところですね、ページ数ちょっと
0:06:40	横に書いてありますんで 82 ページのところ、
0:06:45	火災防護対策の図が示されてるんですけど、例として示していただいとると思うんですけど、
0:06:52	125Vの、
0:06:55	設備に対しての、
0:06:57	図になってますので、できれば 250Vの方も書いていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:04	はい。東北電力の梅津でございます。はい。確かに125V例として載せておりますけれども、250Vも含めた、はい。図に見直したいと思います。
0:07:16	はい。規制庁大塚です。
0:07:19	ちょっと先行で確認なんですけど、250Vの方も、
0:07:23	125Vの方と火災対策は一緒なんでしょうか。何か違いがあるんでしょうか。
0:07:30	東北電力の梅津でございます。250Vの方も125Vと対策は同じであります。
0:07:40	はい。規制庁大塚です。感知器の種類だとか、
0:07:43	消火、
0:07:45	材料何を使うとかそういったところも全く一緒ということでしょうか。
0:07:49	はい。東北電力の梅津でございます。はい。125V同じと同じであります。
0:07:58	はい。規制庁大塚です。
0:08:01	第3年目について私からは以上ですが、ほかに確認ありますでしょうか。
0:08:08	規制庁建部です。資料がですね、
0:08:12	大津Ds2の3本分比較表ですね。
0:08:17	の、
0:08:18	えーとですね。
0:08:21	61ページをお願いいたします。
0:08:33	よろしいですか。
0:08:34	えっとですね、61ページの一番頭のところからなんですけれども、これは位置的分散のところの記載なんですけどもこれちょっと以前にもちょっとお尋ねしたかと思うんですけれども、
0:08:47	第3ばってだから、
0:08:51	第3電、直流電源。
0:08:55	設備を210、250V代替蓄電池はってなっていて、あとは、
0:09:02	2系統目と1系統目の、それぞれ電源を比較しているかと思えますと、で、
0:09:07	2系統目の可搬のやつについては、
0:09:11	その電源車から来る、電流電源、電源が交流だと、それを直流に変換するために250V充電器が必要なのでって形で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:21	ここで比較対象として 250V の充電器 125V 代替充電規定も記載されていますと。
0:09:27	ここでちょっと確認したいのは、1 系統目の方の 125V、
0:09:32	充電器 2a と 2B っていうのも、これも同じ。
0:09:35	機能を持ってるっていうふうに理解していいですか。
0:09:42	はい東北電力の菅原です。
0:09:45	1 系統名は、
0:09:50	蓄電池で 24 時間供給しなさいという要求なので、蓄電池のみが対象になりますんで、
0:09:59	充電器の扱いは S A 設備としておりますけれどもこれは、氷を直流に変換して使う、要は有効性評価の中で期待を
0:10:11	ヤノ機能を期待する設備という整理にしているので、充電器は、衛生設備に整理をしております。
0:10:20	はい。説明は以上です。
0:10:23	規制庁多田です。じゃあ、比較対象の方にはその充電器は入ってくるんだけど、
0:10:29	第 3 バッテリーの方に入ってこないのは、
0:10:34	はい。東北電力の菅原ですから、
0:10:45	すいませんちょっと確認させてください。
0:10:59	はい。東北電力ダテ河津 ちょっと
0:11:04	整理としては先ほどお話した通りなんですけれども、ここは清設備として整理したものを羅列しているので、1 系統目の中に、
0:11:15	の 125V 充電金に B も入れている、整理をしています。
0:11:24	厳密に言うと先ほどの整理になるので、削除してもいいのかもしれませんが S A 設備として登録されているということをかんがみて幅広く、
0:11:35	比較しても問題ないような設計にしますということかなと思っています。
0:11:45	規制庁タテです。
0:11:46	はい、わかりました。はい。私から以上です。
0:11:59	はい規制庁深山ですちょっとさっき大塚の方から河西の方の話があったのですいません再確認ちょっとさせてください。まず、
0:12:09	感知器については通常通り、2 種類の感知器を付けるという認識でいいですよ。まず、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:17	第3電源をまず。はい。東北電力の手塚でございます。はい。異なる検知方式の2種類の感知器を設置するという設計にしております。
0:12:28	はい。それで資料は資料で言っていると2-2の方で、大津Dsの2-2の方の67ページ今後消化の方がありますんで、
0:12:38	消化の方の中には、
0:12:42	5、67ページを見るとこれ自動消火をつけるって話になってると思うんですけど、これはそういう認識でいいですか。はい。東北電力の手塚でございます。充電器盤の部屋と、バッテリーの
0:12:54	125V250Vともに全部全域のハロン消火設備を設置することにしてございます。はい。そう、そうである場合、既許可のと今私の方で手元にある既許可のまとめ資料に出ている。
0:13:10	消化自動自動消火の、
0:13:13	全体図、
0:13:14	この図の変更は必要ないんですか。
0:13:25	はい。
0:13:28	要は、最新地上2階なので、今までここは設備しかなかったので自動消火対象に、
0:13:35	んなってないような気がするんすよね。
0:13:37	こっちな。
0:13:38	2回でいいのかな今
0:13:42	ちょっと、
0:14:39	はい。東北電力手塚でございます。資料の78ページの区域区画図のところ
0:14:48	ご覧いただけますでしょうか。で、この第3直流電源のA棟250Vのところですね右上に階段室があってその下2、
0:15:01	少し広めの部屋がございますが、この部屋はもともと区分2のケーブルトレイが走ってございますので、
0:15:11	ここへやあ。
0:15:13	は、全域自動消火がもともとついてございます。
0:15:18	で、その隣左側に、125Vの蓄電池の部屋と、その下に充電器盤の部屋ふた部屋、水色で塗って売る部屋がございますが、
0:15:31	こちらの方が新設のハロン全域を設置する部屋となります。
0:15:36	わかりえっとね、そこが明確になった図がないんですよ。今、
0:15:42	口頭で高度化し、資料の中には

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:46	自動消火をつけるって話があったんですけど、キクカワのこのまとめ資料で言っている該当するのが今手塚さん言われたように、緑だから、区分Ⅱのケーブルトレイが走ってるので、
0:16:00	隣のエリアね。はい。
0:16:02	自動消火の対象になってるんですけど、今までのアスファルト固化のときは、ここは自動消火の対象になってなかったわけですよね。
0:16:12	今回、それが第3年つけることによってそののところに、許可の設計方針のっとしてっていうか結局どう効くかとあわせて、
0:16:25	全域、それとも全然全域で損益を付けるのであれば、それを補足説明資料に入れて欲しいっていうことなんですよ。
0:16:35	78 ページのところあと右下に凡例があってすみません、多少見にくいんですが、斜めの斜線を引いてあるところがハロン消火設備括弧全域となっていて、
0:16:48	この今水色の蓋部屋のところには、斜めの斜線が引いてございまして、ここはハロン全域を設置するということを示してございまして。
0:16:57	ちょっと待って。
0:17:17	はい。
0:17:22	わかりまあ、あえて図をなんか二つつける必要はないのではここにそれが書いてあるという認識ですね。
0:17:31	はい。その通りでございます。
0:17:34	でも、
0:17:42	ちょっと待ってね。
0:17:59	わかるちょっとじゃあここを、ここの図をもうちょっと綺麗にしていれば多分それがちょっとね、私見たところちょっとそれが読めなかったのと、設置許可の時は別々の写真図になってたので、
0:18:12	もう1個図をつけなきゃいけないかと思ったんですけどここで1枚でまとめられてるという認識であれば、それでいいです。
0:18:20	はい。はい。東北電力手塚でございます図が、先ほどもご指摘ありましたが、解像度が悪くて見にくいのもございますので、もう少し見やすい図面に修正したいと思います。
0:18:32	あとちなみにですね、これ自動消火にした理由って、何ですかだけなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:40	はい。東北電力というところであります。バッテリーは水素が充電時に発生するというのとあと充電器盤のところも、
0:18:52	それなりの電気盤がございますので、基本的には煙が充満する風区画ということで、自動消火を設置するという設計になってございます。
0:19:03	すいません。キクカワのバッテリー室同じってという認識は東北電力手塚でございます急患のバッテリー室とすべて同じ設計になってございます。はい、わかりました。私から以上です。
0:19:20	規制庁大塚です。他に第3電源で確認事項ありますでしょうか。
0:19:28	はい。それではこちら側からの確認は以上となりますので次の説明をお願いします。
0:20:38	東北電力の木村でございますそれでは後課題の方させていただきます。
0:20:45	はい。東北電力の湯浅です。それではですねここ対決処理経過装置の家財変更等に関しましてご説明させていただきます。
0:20:54	前回のヒアリングにてですね主に議論となっておりました基本設計方針についてですね、再検討いたしましたので、指摘事項に対する
0:21:03	回答整理表に従いましてご説明させていただきます。
0:21:12	はい。東北電力の大澤でございます。指摘事項リストに沿って説明したいと思います。まず、22分の19ページの90番でございます。
0:21:23	衛藤。こちらの資料は、中身は三条五条六条について東海に対しての適合性を書いているのが書かれてないというところで、
0:21:34	再生することというようなご指摘ございました。
0:21:37	これに関しましては、資料の比較表になりますが、藤大津DS4-3、
0:21:45	こちらの
0:21:51	例で言いますと、すいません。
0:21:55	12ページをご覧ください。
0:21:59	こちらに衛藤三条に関しまして改めて整理いたしました結果、新規に設置するというような観点で、整理して適用常務ということで、こちらに記載いたしました。
0:22:12	合わせてご説明またページめぐりまして、
0:22:15	ツジS4-3の中、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:20	こちら 19 ページになります。五条の津波、また合わせて 21 ページですけども、こちら 6 条、外部事象に対する消費増税損傷の防止に対して、
0:22:31	整理して、こちらの方を追加しております。
0:22:37	90 番になります。
0:22:41	続いて 5 指摘事項、リストのほうに戻りまして、91 番になります。
0:22:47	掲示板に関しましては地上、外部火災に関する指摘ですけども、 に對しまして、火災区域が設定されているということに対して長野規制が、
0:22:59	ないというような状況でございました。それに対してセメント固化装置の状況を整理いたしまして、不燃性材料である金属によって構成されていること。
0:23:10	あと火災による安全機能への影響は考えにくいことから消防法、 建築基準法あと日本機械学会電気協会の電気技術機規程と指針に基づいて、
0:23:21	設備に応じた火災防護対策を講じる、設計とする。
0:23:25	ただ当該設備が設備設置箇所というのが設置既許可の火災区域である原子炉建屋に設置するという状況から火災区域に設立する。
0:23:36	上記時期事故を遵守するというような設計になるため、藤海田委員。
0:23:42	のような記載にはなっていないというような状況でございます。
0:23:48	続いて火災に関するまた事項の 92 番になります。
0:23:53	こちらは、
0:23:55	大津 D S 4-3 の 25 ページになります。こちら、火災、(1) 火災発生防止のところですが、女川の、
0:24:05	記載の部分の電気系統について当委員会で、3 パラ目ですけどもここに必要に応じてという記載があるが、東海にはないということで、その状況について整理することということでございました。
0:24:20	これ設計、詳細設計に対して女川の状況をご説明いたしますと、この課電離ウエキ電気だったり保護装置。
0:24:30	カトウ遮断器の組み合わせ等によって電計というのを、また対策が必要かという状況だったりというのがまだ詳細設計で確定するような状況でございまして、必要に応じてというような記載にしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:42	こちらの中ほどに、既許可の記載もありますが、ここにも同じように必要に応じてという記載あります。こちらの状況も許可の状況においても、
0:24:52	同様の趣旨で書いてるようなものでございます。
0:24:58	続いて 93 もこちら火災ですが、衛藤。
0:25:03	同じページの左ですね、東海第 2 のところ
0:25:10	3 パラ目ですかね、こちらに建築基準法に基づく避雷設備を設けられていることということに関して、
0:25:17	避雷設備に関する説明等回答との差があるというようなご指摘でございました。
0:25:24	こちらは女川の 2 号のセメント固化装置は真木ほかの避雷設備がすでに設置された原子炉建屋に設置するというような状況でして
0:25:34	もともとの既許可の方針とさはないことから、東海第 2 のような記載としていないというのが回答でございます。
0:25:44	続いて、コメントリストの 94 番。
0:25:47	火災の影響軽減についてのご指摘でございました。
0:25:50	こちら少しページも戻るんですけども大津 D S 4-3 の比較表の 24 ページ。
0:25:58	こちらに 1 パラ目のところに
0:26:03	基本設計方針として並びに以降ちょっと黄色ハッチングされてますけどもこちらがもともと火災の影響の軽減について、お名前を記載されてしておりませんでした。
0:26:13	この内容を再生いたしまして衛藤。
0:26:16	追加しております。具体的には、またページとっても飛んで恐縮なんですけども、大津 D S 4-3 の、
0:26:23	26 ページをご覧ください。
0:26:29	こちら頭に (3) の火災の影響の軽減の対策ということを記載しております。
0:26:34	こちらに降下設備に対する島オカダ防衛影響軽減に対する対策を記載しておりますが、比較対象対象としまして中ほど
0:26:44	既許可の部分、赤オカでちょっと困っておりますが、こちらは装置としての影響軽減対策の説明としまして、適合性ののための設計方針に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:57	適切な記載がなかったためテンパチの添付書類8の安全設計に記載されてる部分から抜粋して、比較ということで運営しております。
0:27:08	結果としまして火災影響軽減、
0:27:11	軽減対策として、消防法、建築基準法日本勉強会きてた趣旨に基づいて設備に応じた火災防護対策を講じるということが、
0:27:21	影響軽減の対策となります。
0:27:26	続いてコメントリスト、ナンバー
0:27:31	90、
0:27:33	95ですね、ごめんなさい。
0:27:36	95番ですがこちら大津DS4-3比較表の27ページをご覧ください。
0:27:42	溢水苦情に対するご指摘でございました。
0:27:45	こちらは、
0:27:48	もともとセメント固化装置のまず記載に対して、溢水、安全機能を
0:27:54	損なう溢水が発生しても行う設計とするかというような記載のような東海のような規制になってなかったというところのご指摘でございました。
0:28:03	こちらを改めて整理いたしました結果、セメント固化装置は安全機能を有する施設ということで、条文に対する一対一の整合性から、必要と判断いたしまして、
0:28:17	27ページのような記載にしております。1項にそれぞれ記載を見直しております。
0:28:27	続いて、コメントリスト。
0:28:30	ページ移りまして22分の21ページでございます。
0:28:34	No.96番、10条の
0:28:38	誤操作防止に関する部分でございます。
0:28:42	こちらは東海で比較いたしまして、江藤作業員が英語像させるのか、補ナカガワ運転という記載で差が生じていたが、どちらが正しいのかというような事ではない。
0:28:55	記載でのちゃんと整理することというようなご指摘でございました。
0:28:59	結論から申しますとこれは運転員、おナガヌマ運転が、
0:29:03	適切だということ判断で記載を適正化しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:10	続いて、同じ十条ですけど 97、コメントリストの 1097 番ですが、こちらは第 2 項に対する記載が抜けているのではないかという指摘です。
0:29:22	こちらを再生しましてもともと第 1 項第 2 項、まとめた記載をしておりましたが、2 項の内容が、
0:29:30	抜けているような状況でしたので、こちらに
0:29:34	を追加しております。
0:29:36	ツジ S4-3 の比較表の 29 ページに、その内容を追加しております。
0:29:45	それでちょっとごめん、指摘事項リスト番号を飛んで恐縮なんですけども、100 番になります。
0:29:53	こちら 12 条、
0:29:55	の安全施設に関わる部分の説明に移ります。
0:30:01	比較表側の方をご覧いただきたいんですけども次です 4-3-32 ページをご覧ください。
0:30:11	はいこちらで安全施設の第 4 項、
0:30:15	方が
0:30:17	もともとはなかったのに対して
0:30:21	町、東海のナカイてるということの状況でしたので、再生するとすることというふうなご指摘でした。
0:30:29	D の整理の結果 4 項に関して、
0:30:33	衛藤。
0:30:39	この反映か首相が、すいません。
0:30:41	ページめくっていただいて 34 ページになります。
0:30:50	これ試験の必要性ということでもともとこちらは記載しておりませんでした。再生した結果、4 号も適用させるというようなことにいたしました。記載の内容は 34 ページの記載の通りでございます。
0:31:11	はい。ちょっとここで説明者変わります。
0:31:17	はい。トーク電力の湯浅です。引き続きまして、江藤氏回答整理表の 22 分 22 ページになります。ナンバー 101 番ですね。
0:31:28	27 条におけます散逸防止対策について具体的に記載し、説明することというコメントでした。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:35	こちらにつきましては、27条の変更箇所をちょっとまとめて説明させていただきますので、右下後、ツリー図4-3の右下40ページ目をご覧ください。
0:31:49	はい。
0:31:49	まずちょっと、コメントリスト、回答等、ちょっと
0:31:54	カネナリ関連しないところでちょっと修正点ありましたので、ご説明させていただきます。
0:31:59	ちょっと資料の体裁上ですね前回からの変更点が見えにくい部分があって恐縮なんですけれども、記載を削除した部分がございます。
0:32:07	この40ページ目ですけれども、真ん中、許可のですね一番下の段落ですね、なお書きの段落になりますけれども、こちらの既許可ではですねサプレッションプール水貯蔵タンクの
0:32:20	撤去と撤去後の措置について記載しております。
0:32:25	今回のですね本申請につきましても前回までは、こちらの記載を参考にはい。結構配管の切断、閉止等について記載していたんですけれども、
0:32:35	すでに許可を終えられておりますの許可の処理施設、既許可の処理施設の配管を撤去するものですので、引き続き許可の設計方針を踏襲しますことから、こちらはですね撤去配管に関する記載は今回削除させていただきました。
0:32:52	はい。続きましてページ進みまして4-3-41ページ目をご覧ください。
0:32:58	はい。こちらが回答整理表のナンバー一番の回答になりますけれども、
0:33:05	各社ですね東海第2の圧縮減容装置の設置における設計方針を再確認した上でなんですけれども、
0:33:12	東海大のように具体的な記載をするのではなく、当社の既許可の設計方針を踏襲した記載のまま変更なしとさせていただきました。
0:33:22	その考え方といたしましては、
0:33:25	東海第2のスクリーン装置につきましてはこれまでになかった設備をですね、新たにエリアも設けて設置するものですので具体的な
0:33:35	説明を行っているものと考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:37	一方でですね当社の本申請につきましては、プラスチック固化設備を撤去した後に、新たにセメント固化装置を付けるという申請ではあるんですけども、
0:33:48	従前のプラスチック効果があったエリアに、同じようにですねセメント固化を設置するものですので、設計方針につきましては従前のプラスチック効果から変更はございません。
0:34:00	はい。です。既許可のプラスチック固化でもうセメントカーと同様にですね散逸防止対策実施しているんですけども、
0:34:10	セキ吉年としましては、都築とかでもですね、大切に呼んでおりますことから、ちょっと具体的な設計を記載してしまうのは、既許可とのそごがちょっと相似てしまって、
0:34:22	今までの方針が変わるようにもちょっと読めて済みますことから、
0:34:26	今回はですね評価通りの整理をさせていただきました。なおですね、具体的なセメント固化装置の散逸防止対策につきましては、ところこれまでにのヒアリングの中でもご説明させていただいております通りですね、この資料 I I D S 4-2 の方に、
0:34:40	記載させていただいているほか、
0:34:43	この比較表の差異理由の箇所にてですね、東海第 2 の設計方針を踏まえた説明ということで追記させていただきました。
0:34:54	はいコメントリスト回答整理表、101 に対する回答は以上になります。
0:35:02	続きまして回答整理表のページ 1 ページ戻りまして恐縮ですけども、22 分 21 ページになります。
0:35:12	江藤の No.98 番と 99 番になります。これらは第 28 条に対する指摘事項でした。
0:35:21	98 番は、汚染拡大を考慮した設計とするの記載について記載しない理由を説明することということで、また 99 番は、
0:35:30	先行プラントの記載を確認した上で申請内容を踏まえた整理、セキを説明することというところでした。
0:35:38	はい。こちらにつきましてはですね、ちょっと過去のヒアリングでご説明させていただいた内容と重複する部分もございますけれども、
0:35:46	今回の固化材の変更に伴いまして、ドラム缶の発生本数は変わるんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:55	そのドラム缶を貯蔵する固体廃棄物貯蔵所につきましては、既許可通りの貯蔵容量で、十分貯蔵保管可能であることを確認しております。
0:36:07	またですね、今回
0:36:13	使用済み粉末樹脂等ですねにつきましては固化処理を今回取り止めますけれども、貯蔵のみになるんですけれども、
0:36:21	こちらですね使用済み粉末樹脂等を貯蔵する浄化系信仰分離槽につきましては、既許可の貯蔵容量を変更せずに十分に貯蔵可能であることを確認しております。
0:36:33	このように貯蔵施設全貯蔵施設自体の設計を変更するものでは、
0:36:39	ないんですけれども、今まではですね改めてその掘設計方針を示すという観点で、28条を対象条文とさせていただいております。
0:36:49	ただ今ご説明した通りですね既許可の設計及び設計方針の変更を伴うものではございませんので、東海第2と同様にですね28条については、今回の適用対象外ということで整理させていただきました。
0:37:05	20はコメントリスト98番99番に対するご説明は以上です。
0:37:13	はい。
0:37:14	続きまして、コメントリストにはないんですけれどもちょっと記載を適正化している部分が、
0:37:20	はい、あるのちょっと、そちら先にご説明させていただきます。
0:37:26	すみません資料、大津DS4-3の、
0:37:32	44ページですね。
0:37:36	ご覧ください。すみません前のページの43ページから続いていますけれども、こちらはノダ第30条になります。
0:37:44	はい。第30条につきましては、44ページ、ちょっと変更箇所がございましたので44ページをご覧ください。
0:37:53	こちらまでですねちょっと変更箇所が、ちょっと資料の体裁上見えておりませんが記載を削除をさせていただいた部分がございます。
0:38:01	真ん中の既許可のですね中段の(2)の部分ですね。
0:38:06	原子炉0着タイトウの放射性物質濃度の高い液体及び臓器、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:11	というところですがけれども、こちらにつきましてはですね、前回までは、同じような記載がございまして、ちょっと前回の記載を読み上げますと、
0:38:23	セメント固化月岡装置は適切な材料を使用水漏えいの発生を防止する設計とするとともに、万一漏えいが発生した場合でも、汚染拡大しないように、機器を独立した区画内にイセ配置するか。
0:38:36	或いは周辺に堰等を設ける等の対策を施し、漏えいの拡大を防止し早期発見が可能な設計とするということで（２）に対応する記載をしておりました。
0:38:47	ということで今まではですね、前回ご説明まではですね、セメント固化装置についても幅広くこの（２）を適用して記載していたんですけれども、
0:38:56	改めて精査しました結果、
0:38:59	セメント固化好き固化装置に対する 30 は、30 条のですね、捕殺放射線量の低減対策につきましては、
0:39:07	前のページの（１）で全体の方針を記載しておりまして、この（２）のですね主語であります。
0:39:14	全数の定着材等の交差性物質濃度の高い液体及び蒸気というところに対する、漏えい防止対策につきましては既許可から変更ございませんので、
0:39:24	こちらは記載を削除いたしました。
0:39:27	はい。
0:39:28	設計方針に対するご説明は以上です。
0:39:33	はい。回答整理表でですね最後に一つ残っております、102 番ですね、ご説明させていただきます。
0:39:40	はい。
0:39:41	こちらはですね衛藤排気ブローアの先の H E P A フィルターの D F について説明することということで、
0:39:48	資料につきましては、
0:39:54	大津 D S 4-2 ですね、一番後ろになりますけれども、
0:39:59	添付 6 になります。
0:40:01	添付 6 の図員数一番をご参照いただければと思います。
0:40:15	そうですね。大津 D S 4-2 の一番後ろのページになります。添付 6-2 ページですね。
0:40:22	ニイザー文がありますのでそちらをご参照ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:28	はい。
0:40:29	セメント加圧器固化装置におきましては、散逸防止の観点からこのドラム缶と接続する飛散防止フードやスプラッシュカードがございますけれども、
0:40:39	これらは換気空調系に接続しまして、換気空調系のHEPAフィルタを介してドラム缶の中を廃棄しながら排気しながら、廃棄物等を投入するという設計としております。
0:40:52	はい。この廃棄先の廃棄物処理区域換気空調系のHEPAフィルターの要求性能ですけれども、こちらはDF、いわゆる除染係数DFではなく捕集効率として、
0:41:04	99.97%以上ということで定めております。
0:41:09	アマノ参考ですけれども、仮にこの補修効率99.97%をDFに換算すると、約3300という数字になります。
0:41:20	はい。
0:41:22	説明は以上になります。
0:41:27	はい。規制庁大塚です。それでは確認に入りたいと思います。
0:41:32	コメントリストに関連して、適合性の説明のところですね。
0:41:37	東海第2との比較表でちょっと確認したいと思います。
0:41:43	と、
0:41:44	資料は、DSの4-3の資料で、
0:41:48	まず、
0:41:49	24ページGの8条のところから確認なんですけども、
0:42:00	24ページのところで、
0:42:02	東海第2の欄で、2、上から2行目のところで、火災区域が設定された固体廃棄物作業建屋に設置するとともにという記載については、
0:42:14	既許可に書いてないから今回、女川では書けないという
0:42:19	そういう理解でよろしかったでしょうか。
0:42:22	はい。東北電力の手塚でございます。基本的に、まず、女川の場合は、既許可においても、固体廃棄物処理系は、
0:42:35	コンクリート金属等の不燃性材料で構成する機器構造物であるため、重ねる機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:46	及ぶ恐れはないということで、火災いわゆる8条の対象ではありませんけど、火災防護審査基準の幹細胞対象すいません、火災防護5、
0:42:58	対象施設ではないという位置付けにしておりますので、固体廃棄物処理系を、その放射性物質の貯蔵または閉じ込め機能を有する構築物系統及び機器が設置される。
0:43:13	火災区域としては設定してございません。
0:43:18	なのでこれ、東海第2の場合は、こちらの方を答え器物作業建屋というところを、
0:43:29	火災区域に設定をしているのですが、その考え方が、女川と異なりますので、女川の場合は
0:43:40	セメント固化装置として火災区域に設定するわけではないので、こちらの記載はしてございません。ただ、
0:43:50	配置上の問題で、こちらの方は、原子炉の高温停止安全、安全停止、
0:43:57	に必要な機器が設置されている原子炉建屋という火災区域の中に設置をしておりますので、実際の対策としましては、
0:44:09	火災区域に対する火災防護対策といったものは、実施するという、いったような立て付けになってございます。以上です。
0:44:23	はい。規制庁大塚です。理解しました。
0:44:27	続いてですねえと。
0:44:34	原子炉規制庁の宮本です。
0:44:36	少し今手塚さん言われたことはその通りなんだけど、ここの記載は必要ないか必要あるかっていうと、セメント固化設備は、既許可の、
0:44:47	で定められて火災区域の中に設置するなら、
0:44:50	火災区域に設置するって書かないといけないんじゃないですかっというだけの話なんですよ。
0:44:56	手伝ったっけ。
0:44:59	はい。東北電力手塚です。はい。
0:45:05	そうですねはい。火災区域、
0:45:09	としては越冬として設置されている原子炉建屋に設置してるということとはもう間違いございませんので、そちらの方で
0:45:19	はい。
0:45:21	安全停止に関わる火災区域ではございますが

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:25	記載としては問題ございませんので、そのように記載修正したい と思います。ちょっとポイントなのは、689 で何が違うかっていう と 8 は区域に対する要求なので、そうすると、ここは今、
0:45:38	新しく確認しなきゃいけない設計方針なのかそうじゃないのかっ ていうのを見なきゃいけないくて、
0:45:44	そうすると、セメント固化設備も第 3 電源もそうなんだけど、既 許可で定められた火災区域の中に設置するので、
0:45:51	そこを踏襲した形で、設計方針を書かないと、新しい火災区域な のか、新しくない火災区域なのかそれとも新たに火災方針を確認 しなきゃいけないのかっていうこととこの識別んであれば、
0:46:05	当然、キクカワで定められた火災区域の中に設置するので、セメ ント固化設備は、国先行と同じように、
0:46:16	立山で書く必要があるかというところちょっと微妙なんだけどね。
0:46:19	要は、葛西区火災区域に設置するっていうのが明確になってれば いいかなとは思うんだけどここで火災区域って言葉を使わない と、
0:46:29	あと
0:46:32	整理がつかないですよ。
0:46:34	まずここで一番初めに区域を設定した上でその区域に対する対策 なので、
0:46:38	そうするとここで区域が区域じゃないかを明確に書いてなけれ ば、
0:46:42	岸感知消火のをどうするかっていうのが見えなくなっちゃうよな ので、その火災区域を明確にしてくださいということです。
0:46:52	東北電力の手塚でございます。確かに発生防止感知といったとこ ろについては、既許可の火災区域の対策を踏襲いたしますので、
0:47:02	そちらの方明確になるように火災区域に設置するということを記 載したいと思います。以上です。
0:47:12	はい。規制庁大塚です。続きまして、次のページですね 25 ページ のところ、
0:47:18	東海第 2 の欄で、ちょうど真ん中辺の緑字のところなんですけど も、
0:47:24	避雷設備の設置についてですね建築基準法に基づくっていう文言 が入っているんですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:32	女川、こちら多分休館に応じて記載しないということだと思っ んですけども、
0:47:38	実際は女川も建築基準法に基づいて設置するということによろし かったと。
0:47:44	はい。東北電力の手塚でございます。はい。こちら、先ほどから ご説明している通り
0:47:50	原子炉建屋の方に設置いたしますので、建築基準法に基づいた避 雷設備が設置されている建屋になってございます。
0:47:58	以上です。
0:48:01	規制庁大塚です。そうしますとちょっとこう、
0:48:05	何で記載できないのかと、あと、次、実態はどうなのかという ところですね差異理由欄の方に、
0:48:12	記載を
0:48:14	書いていただいてもよろしいでしょうか。
0:48:17	はい。東北電力手塚です。拝聴いたしました。
0:48:22	はい。規制庁大塚です。続きまして、同じページの(2)の、
0:48:27	感知消火のところで、女川のところで、
0:48:30	(2)の
0:48:33	ところから2行目のところで異なる種類の感知器ってあるんです けど、
0:48:38	感知機能、
0:48:40	組み合わせがちょっと、探してもどこにも記載が、
0:48:44	見当たらなかったんですけど、実際はどういった組み合わせで設 置するのでしょうか。
0:48:51	はい。東北電力の手塚でございます。基本的には、アナログ式の 煙及び熱を設置しますが、
0:49:01	ちょっと天井高さとかの問題で炎を使用するところとかもござい ます。原則としてはこちらは、
0:49:12	安全停止に関わる火災区域の中でございますので、アナログ式の 煙熱というのを基本に設置するといった設計になってございま す。
0:49:26	はい。規制庁大塚です。承知しました。
0:49:29	と、現状はあれですか補足説明資料にも記載はないということ ですか。もしなければ、
0:49:34	書いていただきたいんですけども、よろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:40	はい。東北電力手塚でございます。はい。ちょっと記載の方、
0:49:47	どこかに記載したいと思います。はい。以上です。
0:49:52	はい規制庁オオツカです。
0:49:54	続きますと同じページの、女川の欄の一番下の黄色のパラグラフのところで、
0:50:01	下から3行目ですね、火災荷重を低く管理する。よって、消防法または建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。
0:50:11	であるんですが、
0:50:15	これ火災防護基準、
0:50:19	の適用外ということなんでしょうかそれとも適用内なんでしょうか。
0:50:23	はい。東北電力の手塚でございます。先ほども申しました通り火災防護対象機器ということにはしてございませんので、火災防護対策、審査基準の
0:50:36	適用の外で消防法または建築基準法に基づく消火設備、実際には消火器及び小、消火栓、
0:50:47	消火する設計ということで考えてございます。
0:51:01	宮です
0:51:03	根井清香。
0:51:06	聞くようにこれ記載ないですよ。
0:51:10	建築基準法の話って、
0:51:13	はい既許可の方、今テンパチのところ、
0:51:20	液体廃棄物処理系のところはすいません具体的に書いてあるんですが、固体廃棄物処理系についてはちょっと具体的な記載がなかったんで、
0:51:30	ちょっとね、私私言ってるのは、
0:51:33	これ少しでその圧縮減容の選考にちょっと引っ張られすぎてるところがあって、
0:51:40	私ちょっと何でそれ言うかという、要は、
0:51:45	女川火災区域が設置されようは、
0:51:50	火災防護対象機器が設置されている火災区域の中に、
0:51:56	設置するので、聞く設計方針の中で、全部読めるんじゃないんですかって思ってるわけですよ。それに対して東海第2は、既許可でそこが明確になってなかったんで、書かざるをえなかったと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:09	なので、今、例えば記載してる笠井菅事業部長を安全機能有する工事に対して早期の漢字設計とするっていう、例えば2行だけ書いておいて、じゃあ、
0:52:19	違うのかっていうと多分これでいい。
0:52:22	で十分じゃないですかっていう気もしないわけではないんですよ。
0:52:26	この障防法の話っていうのは、
0:52:30	さっきちょっとオオツカ言いかけたんだけど、その
0:52:33	まず火災審査基準は、必ず自動消火をつけなさいってはない。
0:52:39	風消火困難な火災区画、または区域に対して自動消火をつけなさい。
0:52:45	あとは系統分離でA1Aで、壁プラス自動ショウガンって、そういう意味でやってると。なので、9画であれば、先ほど言ったように、ケーブルダクトが
0:52:58	消火困難なのでケーブルダクトに入れますよとか、あとはさっき言ったバッテリー室に入れますよっていう話なんだけど、全部が自動消火になってるかっていうそうではなくて、もともと消火対象になってるわけですよ。
0:53:12	次なぜ、消火困難にならないところは、
0:53:18	水消火になってるわけですよ多分ね。
0:53:21	違うんですけど。
0:53:23	はい。東北電力の鄭でございます。今の火災防護審査基準上ですと、火災区画に対して感知設備は火災区域に対して
0:53:35	感知器を設置しなさいに対して、消火設備の方は火災区画に対して設置しなさいという要求になってございまして、こちらその当該の部屋については、
0:53:49	もともと防護対象がない部屋名のいわゆる区域国図でいくと白抜き部屋になってございまして、
0:53:59	こちらについては、今の設置許可上記許可では記載がない、消火設備については記載がないという扱いになってございまして。
0:54:11	どうでしょうか。はい。
0:54:16	はい。はい。障害そういうことです。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:22	区画がある区域があるんあるのかかわらず区画の中の区域の中の区画の証拠は除外してます。多分そういう整理はなってないはずなんですよ。
0:54:32	区域す定められた区域に対して消化を下さいなので、
0:54:36	区域の中の区画を除外してるっていう感覚カノウ認識を私はなくて、
0:54:41	だからさっき言ったように、区域があって、その中に区画があって、
0:54:47	区画の中に、こんなところは自動消火を入れてますよと。
0:54:51	そうじゃないところは、要は水消火だったりんだりっていう対策をとってますよと。
0:54:56	いうふうに整理してるはずなので、
0:54:59	そうすると、今言ってる私が言ったように、消火設備はどうなっておりますかって言ったら、さっき言ったように、必ず自動消火をつけなさいっていう基準にはなってないですよってことを言ってるわけですよ。
0:55:13	大丈夫。
0:55:15	はい。はい。なので、じゃあ、ここにわざわざ消防法に基づくっていうやつが必要なのかどうなのかっていうところになると、
0:55:23	既許可でもそもそも区域の中にそういう白抜きの枠があって、
0:55:28	それに対して水消火っていうことを認めてたにもかかわらず、わざわざここで書くの書く必要があるんですかって言う必要がある。
0:55:38	はい。
0:55:40	一番最初に宮本さんの方から東海第2の記載に引っ張られてるんじゃないかというお話ございましたが、基本的に今回この、これを記載している意図としては、やはり
0:55:53	(2) 完済感知及び消火と書いてあるところで、東海第2の方についても、消火設備として消火器及び屋外消火栓を設置する設計とすると。
0:56:04	いう記載がございましたので、こちらの女川の方についても、それに類似するような記載を記載しているといったことになってございますので、
0:56:17	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:19	キクカワの範囲かと言われるとその通りですので、そういう意味では記載不要かと思います。えっとね、ちょっとそこは我々も野瀬前回ちゃんと圧縮議員をよく確認してねって話あったのでそういう話になっちゃったんですけど。
0:56:33	当然参考していただけないといけないんですけど、要は、この部分というのは申請書なので、そうすると、申請書は既許可の設計方針から変わってるか変わってないかっていう、
0:56:46	視点で見たときに、キクカワにここに書かれているものと違うものをここに書くということは、これを新たな設計を入れているように見えるわけ。
0:56:55	先ほど私言ったように圧縮原因は、要は既許可でそれが読めなかったと。
0:57:01	なのでこの記載をウエキアノ書かざるをえなかった。
0:57:05	だから女川の場合は元のクワタ塩谷区域っていうのはどこに設置するんですかって言ったら、いや原子炉附属棟なので、
0:57:15	その部分については既許可の区域でまず設定されてるんだから、
0:57:19	そこで除外規定っていうのは、多分除外規定ってよくない表現はよくないのかもしれないけど、例えば感知器を使わない、つけないっていうふうに整理した、
0:57:31	消火器を置かないっていうふうに除外したやつは、確かにありますよと。
0:57:37	だけど今回それはやらないですよと。
0:57:40	だから従来のやり方と同じじゃないんですかっていう私の質問なんです。
0:57:46	はい。従来と違うことを記載するという観点でいくと確かにここについては当該の部屋については、従来の方針と全く異なりませんので、
0:57:59	こちらの方の記載は確かに不要かと思いますので、削除したいと思います。以上です。
0:58:07	削除も含めて事業者によく判断してください。それがいいとか悪いとも言えませんのでしっかりそこは事業者の方で判断してください。
0:58:16	はい。東北電力の手塚でございます。はい。了解いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:22	はい。規制庁大塚です。続きまして、次のページ 26 ページのところで、影響軽減のところなんですけども、
0:58:29	ここも感知消火と同じような記載で、消防法とか建築基準法、
0:58:34	等が並んでるんですがここはどうされますか。
0:58:41	はい。東北電力の手塚でございます。こちらについても、基本的にテンパチの記載ということで引用してございますが、
0:58:52	その他の設計基準施設は障防法建築基準法等に設備に応じた火災防護対策を講じる設計とするところから、
0:59:02	何も変更がございませんので、ちょっとこちらの記載についても見直しをしたいと思います。
0:59:13	はい規制庁オオツカで承知しました。
0:59:21	あと、すいません。規制庁大塚です。影響軽減のところで、
0:59:26	例えば、
0:59:29	可燃物、
0:59:31	無料が終わったりだと。
0:59:34	とかっていう視点で、火災影響評価が許可、
0:59:39	のものと変わるようなことがあるのかどうかというところを念のためですけど確認したいんですが、いかがでしょうか。
0:59:46	はい。東北電力の手塚でございます。基本的に設備的にはプラスチック固化設備から、減る方向になりますので、
0:59:57	基本的には火災荷重的には減る方向になります。また新たに安全系に関わるような、
1:00:07	なところにですね、新規の貫通孔を開けたりとか、そういったこともございませんので、火災影響評価に対しては、
1:00:17	緩やかになる方向で火災荷重が減るので有感方向にはなりますが、厳しくなる方向にはいかないというふうに判断してございます。
1:00:28	はい、木瀬町オオツカです。承知しました。
1:00:34	はい。続きまして次のページのですね、
1:00:38	27 ページの九条の溢水のところなんですけども、
1:00:43	女川の欄の第 1 項についてのところをですね 1 行目のところから、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とするってあるんですけど、
1:00:55	安全機能を損なわないっていうのは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:58	代替手段があること等により安全機能を損なわないということでよろしかったでしょうか。
1:01:04	はい。東天紅大澤です。今ほどご指摘がありました通り
1:01:10	セメント固化装置に関しましてはクラス3設備になりまして、溢水防護対象設備ではないんですけども、クラス3ということで溢水がその調査が発生した場合でも、
1:01:20	大体だったり補修等で種機能を損なわないというような設計というような整理をしてございます。以上です。
1:01:32	規制庁ツカベ承知しました。ちなみに、代替ってというのは、
1:01:37	どういったものを想定してるんでしょうか。
1:01:48	東北電力大沢です。申し上げ、先ほど私申し上げた、代替っていうちょっとアダチアノ言いすぎて補修等というのが、正確なところですね、申し訳ございません。
1:02:03	規制庁ツカベ承知しました。
1:02:19	はい。規制庁大塚です。続きまして、29ページのところですね。
1:02:23	10条誤操作防止の関係なんですけども、
1:02:27	東海第2の欄で一番したの。
1:02:31	記載のところで、外部電源喪失時においては、
1:02:34	圧縮減容装置を自動停止する設計とするってありまして、
1:02:39	コウのアノ長野法では記載がないんですけど、
1:02:44	これここもあれですよね気球カットの関係で女川書けないという
1:02:49	ことで、いいのかどうかっていうところと、
1:02:52	あと次、実態はどうなってるのかっていうところで、女川のセメントを交換し結果装置についてはどのような対策をするのかっていうところを教えてください。
1:03:03	はい東北電力の小澤です。
1:03:04	衛藤稲川につきましてはこちら既許可を基本的に踏襲するということで合わせて合わせるところとどっかに合わせられる。
1:03:15	方向で記載をしております。従いまして外部電源喪失に関しては、今長野法に書いてるように中枢の外部
1:03:23	電源喪失に関しても、想定して要員創出することができるというような記載ですので記載表現の相違というふうにしております。実際効果装置に対して、
1:03:35	外部電源喪失したときにどうなるかということに関しましては、電源としては非常用電源系にはつなぎませんので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:44	装置として上停止するということに
1:03:48	内容としては変わらないというふうに認識しております。以上です。
1:04:08	はい。
1:04:09	規制庁大塚です。そうしましたらここもちょっと差異理由の方に、
1:04:13	実態はどうなっているのかっていうところを追記いただいてもよろしいでしょうか。
1:04:19	はい徳田にゴソウです。
1:04:22	差異理由のほうに明記する旨は以上です。以上です。
1:04:28	はい。規制庁大塚です。続きまして、33 ページの方お願いします。
1:04:34	12 条安全施設の関係で、
1:04:38	第 1 項についてのすぐ下の記載なんですけど、東海第 2 と女川を比較すると、
1:04:45	東海第 2 は縮減予想値を含む固体廃棄物処理系になってまして、女川についてはセメントコガセキコガ装置っていうふうになってまして、頭には、
1:04:55	何々を含む何々系という言い方で女川では何々装置っていうふうになってるんですけども、
1:05:03	まず
1:05:05	違いについて、ちょっと改めて説明いただきたい。
1:05:09	ですけど、はい、お願いします。
1:05:11	はい東部電力大澤です。これ今ほどのご指摘に関しましては多分、前回 12 月に資料の方に細かく載せていたんですけども、ちょっと口頭で説明いたしますと、
1:05:23	衛藤。
1:05:24	女川の場合この 12 条で
1:05:28	仕事で安全施設はというようなものに対して、説明する際には 12 条のまとめ資料の方で整理している安全重要度分類ごとの整理表がございます。その中で、
1:05:41	B S A と B さんの降下設備こたえる処理系としての降下設備という整理の中で、セメント固化式固化装置、
1:05:53	旧設備下のプラスチック固化装置ということで明確にその設備が記載されておりました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:04	トーカイの方はおそらくそちら圧縮減容装置っていうのがキーワードとして明確になされていないのかなというところで筧固体廃棄物処理系は、どういう形に紐づけて記載すると。
1:06:16	というようなことになっております。
1:06:22	具体的な資料の図見ながらの方がいいのかと思います。資料に関しましては、大津DS4-2の資料をご覧ください。
1:06:34	これの10ページになります。
1:06:42	10ページに上の、ゆ第4-1表になります。柔道家安全上の邪魔受機器の期別の重要度分類表を示してございます。
1:06:52	このPS3の下の方に赤枠でスミエトガシコガ装置と書いてありますが、当社の場合この設備っていうのがここで明確に、
1:07:02	抗体廃棄物処理系のうちというよりは明確にこのセメント固化装置っていうのがキーワードとして出ておりますので、それぞれの条項に対する手法としては、
1:07:14	セメント高架式コガ装置と、というようなキーワードを使っております。
1:07:21	東海大に関しては、こちらの方明確な設備名として、さ、記載されていないっていうような状況だと思いますので、
1:07:31	処理系というところに含めて
1:07:35	記載せざるをえないというような状況だというふうに理解しております。以上です。
1:07:43	はい。規制庁大塚です。
1:07:46	はい。ちょっと何となくわかったんですけど。
1:07:50	ちょっと東海第2のほうの記載の趣旨もう一度改めてご確認いただいてちょっとどこかにですね、値がいい。
1:07:58	についての理由をですね記載いただいてもよろしいでしょうか。
1:08:12	はい。東北電力、大澤です。先ほどの理由について衛藤、浅井流の箇所に書くのか、が適切かどうかちょっと、改めて確認した上で、その
1:08:22	理由についてはどっかに明記したいと思います。以上です。
1:08:36	はい規制庁オオツカです。続きまして
1:08:40	8時、36ページ。
1:08:42	12条の第7項についてなんですけども、
1:08:46	こちら第7項については前回まで適用としてなかったと思うんですけど記載が何もなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:53	今回共用取り止めるところということで、真ん中の休暇申請の記載の、
1:08:59	プラスチックオカ湿気固化装置、
1:09:02	のところを削除して、残ったところ、
1:09:06	記載いただいてると思うんですけども、
1:09:09	そもそも第7項の要求事項ですね。
1:09:13	32 ページの方を見ると、
1:09:17	人以上の発電用原子炉施設と共用し、
1:09:20	または相互に接続する場合にはなので、
1:09:25	共用する場合には、適用をもちろん必要なんですけど、外す場合には、
1:09:33	不要ではないかなと。
1:09:35	と nghĩ いてまして、
1:09:37	今残っている記載もですね今回のコガ装置と関係ない記載になってしまってるので、
1:09:42	不要ではないかと考えているんですが、いかがでしょうか。
1:09:49	はい。東北電力大澤です。衛藤。今ほどの指摘に関しましてはおっしゃる通りかと思ひますちょっと再整理して記載、どういふふうにするか検討させていただきたいと思ひます。
1:10:03	以上です。
1:10:05	はい規制庁オオツカです。
1:10:08	続きまして、41 ページ。
1:10:13	27 条のところですけども、
1:10:19	ここはちょっと念のための確認でこちらでちょっと文章が増えて、必要なんでちょっと。
1:10:24	確認なんですけど、
1:10:25	セメントコウ下式コガ装置は、処理過程においてあるんですけどこの処理過程っていうのは、
1:10:32	セメント固化の処理、
1:10:34	家庭っていうふうに、
1:10:36	認識してよろしいでしょうか。
1:10:38	はい。東北電力の岩佐です。おっしゃる通りでセメント固化処理の過程を想定しております。
1:10:46	はい規制庁オオツカで承知しました。続きまして、
1:10:50	44 ページをお願いします。30 条のところですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:00	第1項第1号についての記載のところで、
1:11:05	3行目の最後のところからですね、告示名が書いてあるんですが、
1:11:10	清川先生と今回の申請で告示名が変わってるんですが、この理由は、
1:11:17	何なんでしょうか。東北電力の湯浅です。こちらは単にですね法律の名前が変わっただけでですねも同じものですね、名称の変更になります。
1:11:30	以上です。はい。規制庁ツカベ承知しました。
1:11:35	はい。とりあえずコメント回答関係私からは以上です。他に、固化装置について確認事項ありますでしょうか。
1:11:46	カミデとちょっとさっきオオツカの話があった36ページのところ、
1:11:50	共用は、共有する場合は、書くだけで共用しない場合は、
1:11:56	変更じゃないんじゃないかと多分その通りなんだけど、多分、記載の適正化が必要になるよねっていう、
1:12:03	これ一残ったままになっちゃうと。
1:12:06	プラス効果の言葉が残っちゃうので、それは買いに行かなきゃいけないね多分、記載の適正化っていうのが必要になってくるんだからその辺は事業者でよく判断してると、変更条文なのか、適正化なのかっていうところもあると思うので、ちょっとよく確認してください。はい。
1:12:30	はい。規制庁大塚です。他に確認事項とありますでしょうか。
1:12:49	規制庁マークそれで先ほどちょっと火災の話があったんですけど、火災の補足はつけてもらいたいなと思っていて、
1:12:57	要は
1:12:59	要はそのエリアエリア図と、
1:13:02	エリア図エリア図が
1:13:06	先ほどの多分S s - Aと同じような資料をつけてもらった方がいいや要はまとめ資料、旧患のまとめ資料をリバイスっていうリバイス技デリバしないんだけど、
1:13:17	その追加事項になるので、当然、こんな細かい設置許可の時に細かいやつじゃなくて先ほどみたいに1枚もので、多分、
1:13:26	2階にふたフロアに渡るのかな。
1:13:32	その図はやっぱりつけてもらわないと少しちょっとイメージが、イメージというかあれがわからないかなというところがあるの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	で、火災関係についてはS Aのやつと同じようなまとめ資料をちょっとつけていただけますか。
1:13:45	はい。東北電力手塚でございます。拝承いたしました。
1:13:50	あとですね、
1:13:52	ちょっと、
1:13:53	今日あんまり説明なかったんだけど、
1:13:58	20、
1:14:03	八条今回抜かれましたよね。
1:14:07	以前、前回まであったやつが28条は抜かれたと思うんだけどこれは抜いたり教えてもらいます。江藤特任助教の湯浅です。28条につきましては、ちょっと先ほど申し上げたんですけども、
1:14:19	これまで入れていた理由としましては、
1:14:22	今回ですね固化材変更に伴いましてドラム缶の本数が変わるってということで、ドラム缶の本数が変わると貯蔵固体廃棄物貯蔵所ですね貯蔵施設に影響があるのではないかとということで、
1:14:35	実際その影響確認をしたんですけど、結果ですね、ドラムと造影答えるその貯蔵容量には十分余裕がありますので、貯蔵施設としては変更はないんですけども、
1:14:48	ただそういった影響確認をしたっていうところで対象条文についてたんですね。
1:14:52	ただ実際今申し上げた通り、企業貯蔵施設の設計は変更するものではございませんので、確認条文として確認をしたんですけども、適用対象外ということで、再整理いたしました。
1:15:09	えっとですねちょっと待ってね、ちょっと私、ちょっと整理をしなければいけないと思うんだけど、既許可の、ちょっと
1:15:20	今28か。
1:15:22	28
1:15:25	結局28条がありますと。
1:15:31	もうちょっと、
1:15:35	しっかり理由はまとめ書類書いてもらいたいなと思っているのが、
1:15:40	今回ですね、
1:15:44	貯蔵かな、ちょうど最もちょっとですね、
1:15:50	今まで浄化系鎮魂ぶりそう。
1:15:56	に重畳するかまたは、ドラム缶ちょうど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:01	になってたと。
1:16:02	それが、沈降分離槽のみにして、
1:16:06	ドラム缶は削除すると。
1:16:10	そこの部分に変更は生じないかってなると、
1:16:14	要は、28条の今の記載から見ると、
1:16:19	多分必要ないでしょうと。
1:16:21	今の28条の貯蔵施設っていうのは、
1:16:26	容量を言っていて、
1:16:30	十年間以上の授業ちょうどできる分量とするとか、そういう話になっているので、そこに変更はないですよっていう話をやっていて、ちょっと先に私ドラム缶の話しかあまりされてなかった感じがしたので、
1:16:44	そこも含めて今これ資料的には整理されてるんですけどね。
1:16:50	東北電力の湯浅です。そうですねまとめ資料としてはですね
1:16:56	資料の天津DS4-2の後ろの方にですね添付1というところで、ちょっと長い条文整理表がついておりまして、
1:17:07	Aでドラム缶、ドラム、これによって
1:17:11	ことについてはですね添付1-12ページをご覧ください。まず、
1:17:17	その12ページがこれ固化材変更という観点での28条の条文を整理したものです。天津DS4-2の後ろの方についております添付1、
1:17:29	2の表が、
1:17:31	細かい表がちょっとあるんですけども、
1:17:33	そうですねそちらそうですね。
1:17:36	添付1-12ページになります。
1:17:40	12ページですね。
1:17:44	はいこちらが、第28条で、一番上の行の一番右側にですね、セメント固化式コガ装置の設置ということで
1:17:53	整理しております、
1:17:55	まず、先ほど私が申し上げたの、小谷木曾蔵相については貯蔵保管容量変更することなく条文、十分な貯蔵能力を確保できることを確認しているということでこちらに整理しております。
1:18:08	もう一方の浄化系沈降分離槽の件はですね、ちょっとページ飛びまして、添付1-35ページです。
1:18:15	そちらに整理しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:22	こちらも1-35ページの一番上の行が第28条になりまして、一番右の欄の使用済み粉末樹脂等の固化処理の取り止め後という欄。
1:18:33	を見ていただきますと、こちらにですね
1:18:37	粉末重視という、造血インコンプリートへの貯蔵のみになるんですけれども、増加して進行文章については、保管用貯蔵容量を変更することなく、十分な貯蔵能力を確保できることを確認しているというところで、
1:18:50	一応こちらの方で整理させていただいておりました、磯です。
1:18:56	すいませんわかりましたこの添付資料で大分整理されてるということですね。そうですねそちらに記載しております。はい、わかりました。
1:19:53	はい少しちょっと内部打ち合わせします。
1:20:43	えっとですねちょっと27条なので、ちょっと。
1:21:15	えっとですね、今回ね、メインになるのは、多分27条なんですよ。
1:21:20	27条でそうすると、確か20名中9名のまま、結局
1:21:27	そのまま書かれてるから、大きな問題ではないんですけど、
1:21:32	もうちょっと具体的に書く必要があるんじゃないかっていう点があるかなと。ていうのは
1:21:38	要はここで言っているのは陳情算鎮魂モリイソウノ貯蔵保管する廃スラッジの、
1:21:45	オカを取り止め話が全く出てこないですよ、今の現状の申請だと。
1:21:51	あと、1号炉への移送配管撤去する話が出てこないですよ。
1:21:56	今の進士申請っていうか、今のやつだと、これ、
1:22:01	今度、どこに、ちょっとこれは最終的には、オオツカとかタオカとかでも相談してもらえばいいと思うんだけど、
1:22:08	そうするとこの、
1:22:09	1号の第2項、
1:22:12	漏えいの防止っていうところに、当然、今日今日、取り止めた場合でも、は取り止めたところの配管とか、あとは撤去した配管とかの漏えい防止、
1:22:25	は適切にやりますよっていうものが、この2行の具体ところに記載は必要じゃないかなと。
1:22:36	終わります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:41	はい。東北電力の湯浅です。はい。おっしゃる理解すいませんそうですね。漏えい防水配管撤去に関しての漏えい防止ということで前回まで書いていたんですね。
1:22:53	それちょっと今回あえてちょっと受けさせていただいたんですけども、ちょっとそちらは長期保管の設計方針で読めるかなということで、消したんですけども、
1:23:04	28、27条が今回確かにメイン条文でもあるので、そこワーアノかえって支障がないのであれば残した方が岩瀬しょうがないのでっていうかそこで
1:23:15	オカダ変更以外に増分もう一応読めるようにするっていう観点も含めて、確かに残すっていうこともありかと思うのでちょっと、
1:23:24	再検討させて、そうですねここで言ってる40ページでいけば非常にわかりやすいのは既許可の、サブチャンタンクさ、ちょうどタンクのところでは、やっぱりまた以降で書いていると。
1:23:38	具体具体を書いているという意味ですので、具体的な話が記載があってもいいかなと。あった方が、今回の変更点は明確になって、例えば
1:23:50	全体的な官報になった場合でも明確になりますので、そこは、
1:23:55	適切かなというところと、あとすいません。
1:24:00	マイクと思う。ちょっとね感覚的に(2)のすぐ上、
1:24:04	タンク等から漏えいが発生した。
1:24:07	って書いてあるんだけど、
1:24:09	タンクって今回、
1:24:11	いじってないですよっていう。
1:24:13	入れてないっていうのはセメント固化装置とタンクって何か結びつきありましたっけっていうところがあったんだけど、
1:24:19	東北電力奈須イワサですこのタンクというのはその子セメント固化式固化装置のナカノのタンクでアノと。
1:24:28	ですね、図としては、
1:24:30	そういう意図で書かれているのであれば、ちょっと違うかなと思ったわけですよ。要はってセメント固化装置って言ってしまうと、タンクまで含んでセメント固化装置って
1:24:41	どっかのページで書いてある赤い
1:24:43	赤い枠の中のものが全体をセメント固化装置と呼んでるんですよと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:47	その内部の話をここに書かれているのか、それとも外から来るタンクからの、
1:24:52	とりあえずを言っているのが、どっちかなと思ったんですけど、独自のきっかけで今おっしゃったところこのタンクというのは、セメント固化装置の中の、具体的には、計量タンクっていうものを、
1:25:05	濃縮廃液をはかってドラム缶に入れるタンクがな名称タンク、受け入れタケノ則を指してますので、
1:25:20	わかりましたちょっとはい。言葉じりはまた、こちらの方でも私、
1:25:25	調整します。
1:25:28	あとは、
1:25:30	あともう1点はすいませんちょっと長くなって申し訳ない。
1:25:41	交通DS-4-2。
1:25:44	大田生物の散逸防止対策についてところがあります。
1:25:50	で、飛散防止歩道。
1:25:53	あるんですけど、
1:25:54	これは何負圧かなんかで、どっかで吸ってるんですかね。
1:26:00	東北電力の湯浅です。こちらは飛散防止フードにつきましては、こちらはですね直接飛散防止フードからの換気空調系に繋いでいるわけではなくて、
1:26:11	このセンス防止フードの上に使用済み樹脂ホッパーがございます。ですね、そのホッパー経由で換気空調系に関係しているという形になります。
1:26:23	そういうことか。
1:26:26	後、
1:26:34	ドラムに入れる時に発生するやつをフードをつけて、ホッパーから捨てる。そう。そういうことですか。はい。特に、その通りです。はい。はい、了解しました。私から以上です。
1:26:50	はい。他、確認事項とありますでしょうか。
1:26:59	すいません、なんかも6条の
1:27:03	口頭でわかればいいと原子炉建屋附属棟は、
1:27:08	竜巻からも、
1:27:09	ぜひ三分飛来物からも守れる強度を持っているっていう認識でいいですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:15	配当電力を出す原子炉建屋として外郭画の分が達成されてますので、
1:27:21	附属棟であろうと防護できているというような認識でございます。米田さん、三条でも四条でも五条でも6万80は別ですけど、六条でも、基本的には、外殻で全部守れる前提になってるところに入れるっていう、そういう認識です。
1:27:37	特に勾配その認識でございます。はい、了解しました。
1:27:47	はい、規制庁大塚です。
1:27:49	それではコメント回答以外のところでも、
1:27:52	結構ですので他にありませんでしょうか。
1:27:57	規制庁+。
1:28:00	規制庁田代です。すいませんちょっと27条の関係でちょっとカナダ目確認させてください。衛藤大津DS4-3、
1:28:09	38ページ39ページに関わる部分ですけども、まず、今回互換コガ措置の変更ということで、
1:28:17	まず、
1:28:20	27条2項と3号を適合対象条文としてるかと思うんですけども、
1:28:26	セメント固化装置に変える際に、液体も取り扱うから、2行も対象としてますけど、設備として、
1:28:34	固体廃棄物処理設備ということでよろしいんですね。
1:28:40	東北電力の湯浅です。設備のたてつけとしては固体廃棄物の処理施設、答える処理系ということになります。
1:28:49	規制庁田代です。その上で、
1:28:52	液体廃棄物の処理に処理インプットは液体廃棄物だと思うので、この部分の処理能力っていう観点からは、特に
1:29:02	固体廃棄物処理設備として登録するので、
1:29:05	関係ないから、第1項第1号には適合し、対象とならないっていうことでよろしいですか。
1:29:18	東北電力の吉川ですけど処理能力という意味では、固化する、廃棄物を
1:29:27	年間発生量にからドラム缶処理できるということを、
1:29:33	まとめ資料の中にですね。
1:29:36	と書いてあって、
1:29:38	ちょっと特に書いてる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:43	違います。
1:29:48	それはありません。今回固体廃棄物処理系として、当初のエース プラプラスチック固化装置を
1:29:58	セメント固化に変えるだけなので、1 配布処理系については、変更 ございません。
1:30:04	規制庁の正田です。承知しましたありがとうございます。以上で す。
1:30:15	はい。
1:30:16	規制庁大塚です。すいませんちょっと私からちょっと。
1:30:19	もう1点だけ。
1:30:25	大津DSの4-2の資料で、
1:30:29	1ページのところです。
1:30:38	変更の目的及び、
1:30:40	概要のところ、
1:30:43	上から2行目の最後のところです。
1:30:46	新規制基準適合性審査において、
1:30:49	使用しないことを前提に火災防護対策の確認を受けていることか らってという記載があるんですけど。
1:30:56	ちょっとこの記載ちょっと違和感を感じてましてちょっと。
1:31:02	もう少し適切な記載にさせていただきたいんですけど。
1:31:07	まず、このような記載は、既許可の申請の中では同じような記載 はあったんでしょうか。
1:31:21	すいません東北電力の佐藤です。
1:31:24	本体審査の時にですね、本文のですね、
1:31:29	発電用原子炉施設の一般構造、(3) その他の主要な構造というと ころにですね、
1:31:38	記載をしまして、なおプラスチック固化装置については、
1:31:47	設備は吸収しており今後も使用しないこととしている。
1:31:51	ということで、申請の時はこういう記載なかったんですけど、
1:31:59	火災対策。
1:32:04	で、火災、
1:32:07	まずそういう話を一つ本文としては、
1:32:11	書いてます。
1:32:13	それがあとですねテンパチの、12条の安全施設のところにも記 載があります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:23	テンパチの、
1:32:26	12条安全施設第7項というところです。
1:32:40	使用して使用しないっていう話。
1:32:42	て、
1:32:44	あと葛西の方はですね、これ
1:32:47	12条の審査の中でまとめ資料、
1:32:52	なんですけど、
1:33:04	安全施設の方ですね。
1:33:17	その中にもう同じ趣旨のことが書いていて、
1:33:23	これも休止っていうだけなんですけどもそういうふうに書いてますと。
1:33:28	だからアノ来ん。今言ったのが、
1:33:33	休止という観点なんですけど、火災防護っていう観点では、
1:33:38	不燃材を使用しているとかそういうところでの確認は、
1:33:43	まとめ資料の中ではやっているということで、
1:33:47	それ、そういった
1:33:49	事実確認は、一応て、本体審査の中でもされているっていうのは確認しております。
1:33:57	規制庁大塚です。承知しました。ちょっと、
1:34:01	気になったのが、
1:34:03	新規制基準適合性審査において確認を受けているっていう。
1:34:09	ところがちょっと気になりまして、確認を受けているというよりは事業者として、
1:34:14	どういう理由で、どういう対策を、清川ではしていった、することと、
1:34:21	していたという
1:34:22	書きぶりで、書いていただきたい。
1:34:26	ていうのがありまして、ちょっとこのパラグラフの文章の途中で、
1:34:31	この一文が出てくるのもちょっと、
1:34:33	どうかなと思ひまして、まず
1:34:36	プラスチックからセメントに変更するっていう。
1:34:39	変更内容を変えて、
1:34:41	そのあとにでも何かなお書きか何かで書いた方が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:45	いいのかなってちょっと思ったんですけど、あ、すみません特別サトウですわかりました少し記載については、再考してみますので、はい。
1:35:01	はい規制庁オオツカですお願いします。
1:35:04	あとすみませんもう1点同じページの同じ箇所のところで、
1:35:10	上から4行目の真ん中辺で濃縮廃液及び使用済み樹脂っていう用語があるんですけど、
1:35:17	例えば、同じ資料の後ろの11ページGのところとかを見ると、
1:35:26	表の下の※神ところの一行目だと。
1:35:29	濃縮廃液及び使用済み。
1:35:33	粒状重視ですか。
1:35:35	ちょっと粒状っていう言葉が増えてたりするんですけど、これは用語として何か使い分けをしているんでしょうか。
1:35:54	東北電力の吉川です1ページ目の濃縮廃液及び使用済み樹脂とこの紙濃縮廃液は1種類しかないんですけども、使用済み樹脂は浄化系沈降分ニシノ粉末樹脂と、
1:36:07	使用済み実証ソウノ粒状ですと2種類あるので、ここでは、
1:36:12	粉末の粒状をまとめて、使用済み樹脂としてまとめて、
1:36:17	1ページ目は書いてございます。
1:36:19	11ページ目の方につきましては、
1:36:23	使用済み、粒状樹脂という形で、
1:36:30	使用済み粒状樹脂は、使用済み樹脂貯蔵タンクの方、
1:36:36	のことを言ってるので、粉末樹脂と粒状自身が二つあるので、ここでちょっと、
1:36:43	言葉を
1:36:45	分けて書いてると。
1:36:46	いうことでございます。
1:36:50	規制庁大塚です。なので明確に使い分けをしているっていうことで、特に、
1:36:56	文字が抜けているわけではないということで、その通りで使い分けてございます。
1:37:00	はい、理解しました。私からは以上です。他に確認事項とありますでしょうか。
1:37:21	規制庁大塚です。それでは次の説明の方お願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:49	はい。すいません。特電力の平澤でございます。添付書類 11 ということですが、
1:37:56	規定の適正化箇所、今回の C コメントリストの一番最後のページ 20 分の 20 ですね、規制記載適正化の箇所ということで、
1:38:06	その 136 番、添付書類充実比較表ということで 454 の使用前事業者検査の実施というところですね、資料はですね、D s の 8-2 の、
1:38:19	比較表で言います 7 ページを開いていただきますと、
1:38:24	下から 4、
1:38:27	項目ぐらい下の方なんですけど、4-5-4、使用前事業者検査の実施ということで、こちら前回ですね、最初、申請した時、
1:38:37	ちょっと文章がおかしいということなので前回ここに使用前事業者検査のところを
1:38:46	検査実施責任者とはということで、主語を変えて、検査要領書を制定し、というような形で書いたんですけど、コメントとしましてし、
1:38:58	検査実施責任者っていうのもこの添付書類 11 申請書上ですね、出てこないということで、それをちょっと入れるものではないということで、
1:39:10	最終的にですね、ここに記載いたした通りですね使用前事業者検査は検査要領書を作成し、検査体制を確立して実施すると。
1:39:20	ということで左の特重のですね許可いただいているところからすると、後の使用前事業者検査法というところを抜いたような形に修文をしております。はい。以上でございます。
1:39:36	はい規制庁オオツカです。今の説明について、何か確認事項等ありますでしょうか。
1:39:46	それでは、こちら側、こちらからの確認は以上になり、
1:39:51	明日、最後に、
1:40:00	すいません。
1:40:01	規制庁の浜ですけど、ちょっとすいません 1 点だけ。
1:40:05	ちょっと再確認なんですけど、資料。
1:40:08	大津 D S 4-2 の、
1:40:15	固化材変更等の補足説明資料のまとめ資料なんですけど
1:40:19	今回変更理由が三つあったということで
1:40:25	審査会合で理由を明確にいただいたということなんですけど、3、3 点目の件に関して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:35	補足の説明っていうのが、
1:40:39	経緯含め、
1:40:42	ちょっとすみません、十分確認できてないんですけどちょっと整理されてますかっていうちょっと確認したいんですけども。
1:40:52	今、1 ページで、アノ会概要概要が書いてあったり、
1:40:57	あとは系統図で5 ページがあって、
1:41:02	あとその将来的な貯蔵推移ということで18 ページっていうのは理解をした上で、それ以外のところ、
1:41:10	について、
1:41:12	ということなんですけど、
1:41:17	ちょっと確認をさせていただけますか。
1:41:40	東北電力の湯浅です。すみませんちょっと今のご質問の直接の確認だったんですけども、この大津Ds1-2の1 ページ目です ね今回の変更点三つあって、
1:41:52	固化材の変更、共用の取り止め、使用済み粉末シノコガ処理の取り止めということで、これらの要素についてはまずこちらに記載、
1:42:02	していて、その変更の内容がしっかり資料として反映されているかという
1:42:10	無水でしょうか。
1:42:12	そうですね申請内容を補足する説明として、適切なもの
1:42:19	が含まれているかっていう、そういう趣旨です。
1:42:34	はい。東北電力の湯浅です。
1:42:37	はい。そうですね一通りですね一応説明、
1:42:43	まずくんが入っていると思っております、例えばですねすえ等 固化材変更以外にもう一つの園と共用取り止めで、
1:42:53	と。
1:42:54	この大津りS4-2の後ろの方ですね添付の
1:43:01	供用取り止めは、お聞きしてないです。3点目の、
1:43:13	1 ページに概要が、
1:43:15	書いてあると思うんですけど12
1:43:19	34 パラ目ですか。
1:43:22	4 パラ目から、3点目の内容が書いてあると思うんですけども、
1:43:35	この1、
1:43:36	方でということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:38	このあたりの何ていうか背景とか経緯とか、この変更内容説明内容の
1:43:47	具体的な中身というのはどっかに書いてあるんでしょうかっていう趣旨なんですけど。
1:43:56	すいませんトークサトウですけどいわゆるL湾に関しての今のその状況、それから今、効果っていうプロセスを、
1:44:07	一旦取りのぞくと、いう考えに至った経緯、そういうところについては、今、まとめ資料の中にですね、
1:44:16	記載してませんでしたので、そこについては少し説明をですね状況、
1:44:22	含めて、経緯を含めて少し整理をさせていただきたいと思います。
1:44:27	はい。規制庁の天田です。よろしく申し上げます。私から以上です。
1:44:37	はい規制庁オオツカです。
1:44:39	こちらからは以上なんですけども事業者側から何か確認事項等ありますでしょうか。
1:44:46	あと、トーク電力の木村でございますが、皆様の机前にお配りしましたさせていただきますスケジュールのお話をさせていただければと。
1:44:54	思います。
1:44:58	はい、どうぞ。
1:45:00	A4横の紙でございますが、
1:45:03	本日2月2日にヒアリングさせていただきました。一番上の申請手続き等というところ、
1:45:10	についてはですね前回前々回から変えてございません。2月下旬の補正を目指して、今スケジュールを組ませていただいております。
1:45:19	具体的にはですね本日いただきましたコメントをですね、1週間程度でまとめ資料としてまとめさせていただきます、オダCさせていただきます。
1:45:33	あとですね
1:45:35	はい。はい。
1:45:37	では、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:48	まとめ資料は1週間程度に2月5日の週の後半に出していただければと思います。
1:45:57	はい。
1:46:01	今、それでこのスケジュールで考えさせていただいてます。説明は以上です。
1:46:07	はい。規制庁大塚です。スケジュールについて何か確認等ありますでしょうか。
1:46:14	はい。事業者側からは以上でよろしいですか。
1:46:19	はい。
1:46:20	東北電力の木村です。以上でございます。
1:46:23	はい。規制庁大塚です。それでは本日のヒアリングはこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。